

別表第1(第6条関係)

スポーツセンター使用料

時間区分				早朝	午前	午後	夜間	深夜	一日	
				9時以前1時間につき	9時から12時まで	1時から5時まで	6時から9時まで	9時以後1時間につき	9時から9時まで	
専用	競技場	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	幼児児童及び生徒	900	2,300	4,500	6,000	2,400	12,000
			学生及び一般	1,200	3,000	6,000	7,500	3,000	15,000	
		入場料を徴収する場合	幼児児童及び生徒	1,800	4,600	9,000	12,000	4,800	23,000	
			学生及び一般	2,400	6,000	12,000	15,000	6,000	30,000	
		その他の催し物に使用する場合	入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合	5,400	15,000	30,000	35,000	12,000	80,000
			営利を目的とする場合	10,800	30,000	60,000	70,000	24,300	160,000	
	入場料を徴収する場合	営利を目的としない場合	8,100	20,000	40,000	50,000	18,300	110,000		
		営利を目的とする場合	21,600	60,000	120,000	140,000	48,600	320,000		
	小体育室				600	1,500	2,300	3,000	1,200	6,000
	会議室				300	1,500	2,000	3,000	1,000	6,000
	トレーニング室					1,000	1,500	2,000		
	個人	1人 1回につき	児童及び生徒(高校生を除く)			50	50	50		
高校生				100	100	100				
学生及び一般				120	120	120				
暖房料				1 アマチュアスポーツの場合 基本料金の20% 2 その他の場合 基本料金の40%						
定期券3ヵ月通用				1 児童及び生徒 1,000円 2 高校生 2,000円 3 学生及び一般 2,500円						

備考

- 午前と午後または午後と夜間をとおして使用する場合の使用料はそれぞれの区分の使用料を合算した額とする。
- 土曜日、日曜日または国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する祝日に競技場を専用使用する場合の使用料は、当該使用料の100分の20に相当する額を加算した額とする。
- 特殊電気設備等を施したときは、その設備等に要する費用(電気料等)を実費として徴収する。
- 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。
- 11月1日から翌年4月末日までの期間に専用使用するときは、暖房料を使用料に加算する。ただし、期間外において暖房を使用する場合も同様とする。
- 入場料等とは、入場料、会費、賛助金、寄附金、その他名目のいかんをとわずスポーツセンターに入館する者から使用者が徴収する金銭並びに使用者が発行する入場料、整理券、その他これに類するものをいう。
- 市内の小中学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者の土曜日の個人使用料は、無料とする。
- 次の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 幼児 義務教育を受ける前の者
 - 児童 小学生
 - 生徒 中学生及び高校生
 - 学生 短大生及び大学生
 - 一般 前各号に掲げる以外の者
 - これらに準ずる者

学校教育法第18条の規定により、就学義務が免除又は猶予されている者、高等専修学校の生徒など